

北上市一般職の職員の給与条例の一部改正について

令和2年2月5日 全員協議会資料
企画部 総務課



管理職業務の適正な評価及び他市との均衡を図るため、管理職手当を増額するとともに所要の改正を行う。
(令和2年4月1日施行)

管理職手当の増額（案）

手当額は8,000円（参事・会計管理者にあっては8,500円）の増とする。

支給額は規則で規定（第2条）

	部長	参事・会計管理者	課長	主幹	園長
改正後	70,800円	62,300円	49,600円	37,100円	32,200円
現行	62,800円	53,800円	41,600円	29,100円	24,200円
【参考】花巻市	70,800円	会計管理者：62,300円 参事：55,500円	49,600円	職の配置無し	無し

（参考）

（対象者64名 6,156千円/年増）

現在の基本給水準の例

・55歳）部長：433,800円 課長：406,800円

課長補佐：392,700円

係長：381,600円

※17時間の残業で課長(手当込)と同額(単価3,154円) ※21時間の残業で課長(手当込)と同額(単価3,065円)

増額に伴う上限率の改正（給与条例の一部改正）

給与条例では管理職手当の上限を所属する級の最高号給の14/100としているが、今回の増額により16/100とする。（第24条）

役職	現行	改正後(案)	級の上限度
部長	62,800(13.98)	70,800(15.77)	448,900
参事・会計管理者	53,800(11.98)	62,300(13.87)	
課長	41,600(10.09)	49,600(12.04)	411,900
主幹	29,100(7.06)	37,100(9.00)	
園長	24,200(6.08)	32,200(8.10)	397,500

今後のスケジュール

議案提出 2月通常会議

施行 令和2年4月1日